

税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。）において準用する租税条約等の実施に伴う所得

税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」と、同表」と読み替えるものとする。

8 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十二条第六項の規定は、第六項において準用する同条第二項において準用する租税条約等実施特例法第七条第一項の規定又は第六項において準用する外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十二条第三項において準用する租税条約等実施特例法第七条第二項の規定による更正に係る還付金又は過納金について準用する。

第三十四条第三項及び第三十七条中「第二十条の二」を「第二十条の二第三項」に、「第一百五十一条の二（同法第一百六十六条の三）を「第一百五十一条の四第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第一百六十六条において準用する場合を含む。）、第二十条の二第四項において準用する同法第一百五十一条の五第一項（同法第一百六十六条において準用する場合を含む。）若しくは第二十条の二第六項において準用する同法第一百五十一条の六第一項（同法第一百六十六条）に改める。

第六十三条第三項中「第六十六条の四第十七項又は第六十八条の八十八第十八項」を「第六十六条の四

第二十一項又は第六十八条の八十八第二十二項」に改め、同条第五項中「第六十六条の四第十七項」を「第六十六条の四第二十一項」に、「第六十八条の八十八第十八項」を「第六十八条の八十八第二十二項」に改め、同条第七項中「第六十六条の四第十六項又は第六十八条の八十八第二十一項」を「第六十八条の八十八第十七項」を「第六十六条の四第二十項又は第六十八条の八十八第二十一項」に改め、同条第九項中「第六十六条の四第十八項及び第十九項並びに第六十八条の八十八第十九項及び第二十項」を「第六十六条の四第二十二項及び第二十三項並びに第六十八条の八十八第二十三項及び第二十四項」に改め、同条第十一項中「第六十六条の四第二十一項及び第六十八条の八十八第二十二項」を「第六十六条の四第二十五項及び第六十八条の八十八第二十六項」に改め、同条第十四項中「第七条第三項」を「第七条第四項」に改め、同条第十五項中「第七条第四項」を「第七条第五項」に改める。

(租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律の一部改正)

第十五条 租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第七号)の一部を次のようにに改正する。

附則第十二条第一項中「同項に」を「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律

第六十三号）第三条の規定による改正前の農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に改め、「農業生産法人」の下に「（次項において「旧農業生産法人」という。）」を加え、「同項の」を「旧法第四十一条の九第一項の」に改め、「おいて」の下に「、同条の見出し中「農業生産法人」とあるのは「旧農業生産法人」と、同項中「同法第二条第七項」とあるのは「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十二号）第三条の規定による改正前の農地法第二条第三項」と、「以下この条及び次条において「農業生産法人」とあるのは「次項第三号及び次条第一項第一号において「旧農業生産法人」と、「が当該農業生産法人」とあるのは「が当該出資を受けている農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人（以下この項及び第八項において「農地所有適格法人」という。）」と、同項第一号から第三号までの規定中「農業生産法人」とあるのは「農地所有適格法人」と、同条第二項第三号中「農業生産法人」とあるのは「旧農業生産法人」とを加え、「、「財務省令」」を「「財務省令」と、同条第八項中「農業生産法人」とあるのは「農地所有適格法人」に改め、同条第二項中「同項に規定する農業生産法人」を「旧農業生産法人」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条の見出し及び同条第一項第一号中「農業生産法人」とあるのは「旧農業生産

法人」と、同条第二項中「の額が五十万円以下」とあるのは「につき、その額が百万円以下である場合又はその延納の期間が三月以下」と、同条第七項中「割合」とあるのは「割合（各年の所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法第九十三条第二項に規定する特例基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合）」とする。

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正）

第十六条 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）の一部を次のようにより改する。

附則第三十六条第三項中「前に」の下に「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）第三条の規定による改正前の」を加え、「（以下この条において「特定農業生産法人」という。）」を削り、同条第四項中「受けた特定農業生産法人が」を「受けている農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人で政令で定めるもの（以下この条において「特定農地所有適格法人」という。）が」に、「特定農業生産法人」を「特定農地所有適格法人」に、「受けた特定農業生産法人

と」を「受けている特定農地所有適格法人と」に改め、同条第五項中「引き続き特定農業生産法人」を「引き続き特定農地所有適格法人」に改め、同項第一号中「特定農業生産法人」を「特定農地所有適格法人（以下この号及び）」に、「以下この号において「譲渡等」という」を「当該農地等につき民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百六十九条の二第一項の地上権の設定があつた場合において当該被設定者が当該農地等を耕作又は養畜の用に供しているときにおける当該設定を除く」に改め、同項第二号中「特定農業生産法人」を「特定農地所有適格法人」に改め、同条第六項中「（第八項までにおいて「地上権等」という。）の設定」を「の設定（民法第二百六十九条の二第一項の地上権の設定を除く。第八項までにおいて「地上権等の設定」という。）」に、「特定農業生産法人」を「特定農地所有適格法人」に改め、同条第十項中「同条第二項に規定する特定農業生産法人」を「同条第四項に規定する特定農地所有適格法人」に改め、同条第十一項中「特定農業生産法人」を「特定農地所有適格法人」に改める。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十七条 所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第五十五条第三項中「前に、」の下に「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七

年法律第六十三号）第三条の規定による改正前の」を加え、「以下この条において「特定農業生産法人」を「第五項において「旧特定農業生産法人」に改め、同条第四項中「引き続き特定農業生産法人」を「引き続き農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人で政令で定めるもの（以下この条において「特定農地所有適格法人」という。）」に改め、同項第一号中「特定農業生産法人」を「特定農地所有適格法人（以下この号及び）」に改め、「規定する譲渡等」の下に「（当該農地等につき民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百六十九条の二第一項の地上権の設定があつた場合において当該被設定者が当該農地等を耕作又は養畜の用に供しているときにおける当該設定を除く。第六項第一号において同じ。）」を加え、同項第一号中「特定農業生産法人」を「特定農地所有適格法人」に改め、同条第五項中「特定農業生産法人」を「旧特定農業生産法人」に改め、同条第六項中「特定農業生産法人」を「特定農地所有適格法人」に改め、同条第八項中「特定農業生産法人」を「特定農地所有適格法人」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第九項中「受けた特定農業生産法人」を「受けている特定農地所有適格法人」に、「特定農業生産法人」を「特定農地所有適格法人」に改め、同条第十項中「（以下第十一項までにおいて「地上権等」という。）の設定」を「の設定（民法第二百六十九条の二第一項の地上権の設定を

除く。以下第十一項までにおいて「地上権等の設定」という。」に、「特定農業生産法人」を「特定農地所有適格法人」に改め、同条第十四項中「同条第三項」を「同条第四項」に、「特定農業生産法人」を「特定農地所有適格法人」に改め、同条第十五項中「特定農業生産法人」を「特定農地所有適格法人」に改める。

第十八条 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第八条のうち租税特別措置法第十条の五第二項第六号の改正規定中「「他の者」の下に「（当該個人が非居住者である場合の所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。）」を加え、「」を削る。

附則第一条第六号及び第七号を次のように改める。

六 第七条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第九条第一項の改正規定、同法第十条の四の次に五条を加える改正規定、同法第十一条の二第一項の改正規定及び同法第十三条第四項の改正規定 平成二十九年一月一日

附則第一条第八号の次に次の一号を加える。

八の二 次に掲げる規定 平成三十年四月一日

イ 第二条中法人税法第五十七条第一項の改正規定（同項ただし書に係る部分を除く。）、同条第七項の改正規定、同条第三項の改正規定、同条第四項の改正規定、同条第六項の改正規定、同条第七項の改正規定、同条第八項の改正規定、同法第五十八条第一項の改正規定（同項ただし書に係る部分を除く。）、同条第二項の改正規定、同法第八十一条の九第一項の改正規定（同項第一号口に係る部分を除く。）並びに同条第二項、第三項及び第五項の改正規定並びに附則第二十七条第一項、第三十条第一項及び第一百二十条（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）第五十八条第一項の改正規定（「九年」を「十年」に改める部分に限る。）に限る。）の規定

ロ 第六条中国税通則法第二十二条第一項の改正規定及び同法第七十条第二項の改正規定並びに附則第五十三条第一項及び第三項の規定

附則第一条第十一号イ中「（同条第二項第六号中「他の者」の下に「（当該個人が非居住者である場合

の所得税法第百六十一條第一項第一号に規定する事業場等を含む。）」を加える部分を除く。）」を削る。

附則第二十七条第一項中「平成二十九年四月一日」を「平成三十年四月一日」に改め、同条第二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「百分の六十五」を「当該法人の施行日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「百分の六十五」と、当該法人の同年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「百分の六十」と、当該法人の同年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「百分の五十五」に改める。

附則第三十条第一項中「平成二十九年四月一日」を「平成三十年四月一日」に改め、同条第二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「これらの規定」を「同条第一項第一号口及び第八項」に、「百分の六十五」を「当該連結親法人の施行日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する連結事業年度については「百分の六十五」と、当該連結親法人の同年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する連結事業年度については「百分の六十」と、当該連結親法人の同年

四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する連結事業年度については「百分の五十五」に改める。

附則第三十五条中「附則第三十九条を除き、」を削る。

附則第三十六条第一項中「以下附則第四十条まで」を「第三項」に改める。

附則第三十八条から第四十条までを次のように改める。

第三十八条から第四十条まで 削除

附則第五十三条第一項及び第三項中「平成二十九年四月一日」を「平成三十年四月一日」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五条中消費税法第八条の改正規定 平成二十八年五月一日
- 二 第十条中租税特別措置法第四十一条の十四第一項の改正規定及び附則第七十九条の規定 平成二十八

年十月一日

三 次に掲げる規定 平成二十九年一月一日

- イ 第一条中所得税法第五十七条第二項の改正規定、同法第一百五十一条の二第四項第一号の改正規定（「第一百五十一条の二第一項又は第二項〔〕を「第一百五十一条の四第一項又は第二項（相続により取得した有価証券等の取得費の額に変更があつた場合等の」に改める部分を除く。）」、同法第一百六十六条の改正規定（「前編第五章」の下に「及び第六章」を加える部分を除く。）並びに同法第二百三十一条第一項及び第二百三十三条の改正規定並びに附則第六条、第十四条第二項及び第一百六十六条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九条第三項の改正規定（「第五十七条第二項若しくは」を削る部分に限る。）に限る。）の規定
- 口 第四条中相続税法第五十条第二項第二号の改正規定及び附則第三十一条第二項の規定
- ハ 第五条中消費税法第四条の改正規定及び同法第六十二条の改正規定並びに附則第三十三条、第四十条第三項及び第四十三条第四項の規定

二 第六条の規定（同条中国税通則法第三十四条の三の改正規定、同法第三十四条の五の改正規定及び同法第七十四条の二の改正規定を除く。）並びに附則第五十四条、第百五十四条から第百五十六条まで及び第一百六十七条の規定

ホ 第七条の規定及び附則第五十五条の規定

ヘ 第十条中租税特別措置法第十条の五第四項第八号の改正規定、同法第二十八条の三第九項第二号の改正規定、同法第三十条の二第七項第一号の改正規定、同法第三十一条の二第九項第二号の改正規定、同法第三十三条の五の改正規定、同法第四十一条の三第三項第二号の改正規定、同法第四十一条の五第七項第一号の改正規定（「第三十三条第三項第一号」を「同条第一項」に改める部分に限る。）、同条第十六項第二号の改正規定、同法第四十一条の五の二第七項第一号の改正規定（「第三十三条第三項第一号」を「同条第一項」に改める部分に限る。）、同法第四十一条の十七の次に一条を加える改正規定、同法第四十一条の十九の四第十六項第二号の改正規定、同法第六十九条の三第四項第二号の改正規定、同法第七十条の二第六項第二号の改正規定及び同法第七十条の三第六項第二号の改正規定並びに附則第六十七条第一項、第六十九条、第七十条第一項及び第四項、第七十六条第二

項、第七十八条、第八十二条第二項並びに第一百二十七条第一項から第四項までの規定

ト 第十三条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第一

八項第二号の改正規定及び附則第一百四十九条の規定

四 第六条中国税通則法第三十四条の三の改正規定及び同法第三十四条の五の改正規定 平成二十九年一

月四日

五 次に掲げる規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

イ 第二条中法人税法第一百四十四条の六第二項ただし書の改正規定、同法第一百四十九条第一項ただし書の改正規定及び同条第二項の改正規定

ロ 第八条の規定及び附則第五十六条の規定（第七号イに掲げる規定を除く。）

ハ 第十条中租税特別措置法第五条の二第七項第四号の改正規定、同法第五条の三第四項第四号の改正規定、同法第四十一条の十三の三第七項第四号の改正規定及び同法第四十二条の二第二項第一号の改正規定並びに附則第八十四条の規定

ニ 第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別

措置法第三十三条の改正規定（同条第一項の表租税特別措置法の項に係る部分を除く。）

六 次に掲げる規定 平成二十九年四月一日

イ 第二条中法人税法第百四十二条の二第一項第四号の改正規定及び附則第二十八条の規定

ロ 第三条の規定（同条中地方法人税法第十二条第五項の改正規定を除く。）並びに附則第三十条、第一百五十七条（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第七十二条の表第十四項の項の改正規定に限る。）、第一百五十八条、第一百五十九条（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項の表第十二項の項の改正規定に限る。）及び第一百六十条の規定

ハ 第十条中租税特別措置法第十条の五の四を削る改正規定、同法第十条の六の改正規定、同法第十九条第一号の改正規定、同法第四十二条の四第六項第二号イの改正規定（「第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」を「並びに第四十二条の十二の四」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の十二の五を削る改正規定、同法第四十二条の十三第一項第十三号の改正規定、同項第十四号を削り、同項第十五号を同項第十四号とする改正規定、同法第五十二条の二第一項

の改正規定（「第四十二条の十二の五第一項」を削る部分に限る。）、同法第五十三条第一項第二号の改正規定（「第四十二条の十二の五」を削る部分に限る。）、同法第六十六条の四の改正規定、同法第六十六条の四の二第一項の改正規定、同法第六十六条の四の三の改正規定、同法第六十七条の十八の改正規定、同法第六十八条の九第六項第二号イの改正規定（「第六十八条の十五の五並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項」を「並びに第六十八条の十五の五」に改める部分に限る。）、同条第十項の改正規定、同法第六十八条の十第十四項の改正規定、同条第十五項の改正規定、同法第六十八条の十一第二十項の改正規定（「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める部分に限る。）、同条第二十一項の改正規定（「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の十三第八項及び第九項の改正規定、同法第六十八条の十四第十二項の改正規定（「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の十五第十一項の改正規定（「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の十五の三第十項の改正規定（「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める部分に限る。）、同法第六十七条の二第七項の改正規定（「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の十五の三第十項の改正規定（「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める部分に限る。）、同法第六十七条の二第七項の改正規定（「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の十五の三第十項の改正規定（「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める部分に限る。）、同法第六十七条の二第七項の改正規定（「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める部分に限る。）

る。）、同法第六十八条の十五の四第十一項及び第十二項の改正規定、同法第六十八条の十五の五第六項の改正規定、同法第六十八条の十五の六の改正規定、同法第六十八条の十五の七第一項第十四号を削り、同項第十五号を同項第十四号とする改正規定、同法第六十八条の四十第一項の改正規定（「第六十八条の十五の六第一項」を削る部分に限る。）、同法第六十八条の四十二第一項第二号の改正規定（「第六十八条の十五の六」を削る部分に限る。）、同法第六十八条の八十八の二第一項の改正規定並びに同法第六十八条の百七の二の改正規定並びに同法第六十八条の八十八の二第一項の改正規定並びに同法第六十八条の百七の二の改正規定並びに附則第六十二条、第九十一条、第九十八条第一項から第四項まで、第一百三条、第一百六条、第一百十四条、第一百二十一条及び第一百二十六条の規定

二 第十三条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二第十二項の改正規定（「第四十二条の十二の五第七項及び第八項」を削る部分に限る。）、同法第二十五条の二第十二項の改正規定、同条第十三項の改正規定（「第六十八条の十五の六第七項及び第八項」を削る部分に限る。）、同法第二十五条の二の二第八項の改正規定、同法第二十五条の二の三第八項の改正規定、同法第二十五条の三第五項の改正規定、同法第二十五条の三の二第四項の改正規定

及び同法第二十五条の三の三第四項の改正規定並びに附則第一百四十三条第二項の規定

ホ 第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するため必要な財源の確保に関する特別措置法第六十三条の改正規定（同条第十四項に係る部分及び同条第十五項に係る部分を除く。）

ヘ 附則第三十四条から第三十九条まで、第四十条（第三項を除く。）、第四十一条、第四十二条及び

第四十三条（第四項を除く。）の規定

七 次に掲げる規定 平成三十年一月一日

イ 第八条中外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律第一条を同法第四十四条とし、同条の前に一条、一章及び章名を加える改正規定（第四十条に係る部分に限る。）及び附則第五十六条第三十四条から第二十七項までの規定

ロ 第十条中租税特別措置法第四十条の二の三の改正規定、同法第四十条の三の四第一項の改正規定及び同法第四十一条の十九の五の改正規定並びに附則第七十五条及び第八十三条の規定

ハ 第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するため必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の表租税特別措置法の項の改正規定（「第四十条の三の三第十二項第一号及

び第二号、第十三項並びに第十五項」を「第四十条の二の三第十六項第一号及び第二号、第十七項並びに第十九項」に、「第四十条の二の三第十六項」を「第四十条の二の三第二十項」に改める部分に限る。)

八 附則第四十四条及び第四十五条の規定 平成三十一年四月一日

九 次に掲げる規定 平成三十三年四月一日

イ 第五条の規定（同条中消費税法第一条第四項の改正規定、同法第四条の改正規定、同法第八条の改正規定、同法第九条第五項の改正規定、同条第七項の改正規定、同法第十二条の三の次に一条を加える改正規定、同法第十五条第六項の改正規定（「第十二条の二」を「第十二条の四」に改める部分に限る。）、同条第七項の改正規定、同条第十一項の改正規定（「第五十七条」の下に「から第五十七条の三まで」を加える部分を除く。）、同法第三十七条の改正規定、同法第三十七条の二の改正規定、同法第五十七条第一項の改正規定、同法第六十二条の改正規定、同法別表第一第四号イの改正規定（「（別表第二）を「（同表）に改める部分に限る。」及び同表第十二号の改正規定（「別表第二」を「別表第二の二」に改める部分を除く。）を除く。）（附則第四十四条第一項及び第五十二条

第一項において「三十三年改正規定」という。）並びに附則第四十六条から第五十三条まで及び第一百

六十一条の規定

口 第六条中国税通則法第七十四条の二の改正規定

ハ 第十八条中所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第三十五条の改正規定、同法附則第三十六条第一項の改正規定及び同法附則第三十八条から第四十条までの改正規定並びに附則第一百五十三条の規定

十 次に掲げる規定 医療法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十四号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

イ 第二条中法人税法第六十四条の四第三項の改正規定及び同法別表第二医療法人（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項（社会医療法人）に規定する社会医療法人に限る。）の項の改正規定

ロ 第十条中租税特別措置法第六十七条の改正規定及び同法第六十八条の九十九の改正規定

十一 第十条中租税特別措置法の目次の改正規定（「国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人」

を「国家戦略特別区域における指定法人」に改める部分及び「国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人」を「国家戦略特別区域における連結法人である指定法人」に改める部分に限る。）、同法第四十一条の十九第一項第四号の改正規定、同法第三章第三節の四の節名の改正規定、同法第六十一条の改正規定（同条第二項第一号に係る部分を除く。）、同章第十四節の二の節名の改正規定及び同法第六十八条の六十三の二の改正規定（同条第二項第一号に係る部分並びに同項第二号及び第三号に係る部分を除く。）並びに附則第九十五条、第一百八十八条及び第一百六十四条の規定　国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　　号）の施行の日

十二　次に掲げる規定　地域再生法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　　号）の施行の日

イ　第十条中租税特別措置法第十条の四第一項及び第三項の改正規定、同法第十条の五第四項第十号の改正規定、同項第五号の改正規定（「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第五号」に改める部分に限る。）、同法第三十七条第九項の改正規定、同法第四十二条の四第六項第二号イの改正規定（「第四十二条の十二の三第二項」を「第四十二条の十二の二、第四十二条の十二の三[第二項]」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の十二第一項及び第二項の改正規定、同法第四十二条の十二の